

## 役員報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与関連規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
  - (2) 非常勤の役員 基本報酬、業務報酬
- 2 常勤の役員には、前項の報酬の他に職員給与関連規程に準じて通勤手当を支給する。

### (退職慰労金)

第4条 役員に対しての退職慰労金は、支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
  - (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 2 理事長以外の常勤の役員に対する報酬の算定は、前項に定める額の範囲内で、理事長が職務経験実績及び職務の困難度等を勘案して報酬の額を定めることができる。ただし、寄附行為第6条第1項第1号に定める学校長等互選理事のうち職員給与関連規程による給与の支給を受けている者には、役員報酬を支給しない。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日に当たるときは、当該日前において最も近い土曜日、日曜日又は祝祭日でない日に支払うものとする。）
  - (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の役員に対する基本報酬は、5月1日在籍を基準日として毎年5月理事会の開催日に支給する。また、業務報酬は、業務の発生に応じてその都度支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が業務により旅行したときは、別に定める旅費規程を準用して旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 常勤の役員が月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の役員の報酬)

理 事 長	理 事
月額588,500円	月額583,000円

別表2 (常勤の役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.7775 か月分
12月の賞与	報酬月額×1.8675 か月分

別表3 (非常勤の役員の報酬)

基本報酬	年額103,600円	理事会等への出席
業務報酬	日額20,720円	監事監査業務、その他法人業務のための勤務